

## 春日井市学習センター設置及び管理要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、春日井市学習センター（以下「学習センター」という。）を置くことにより、生涯学習活動の推進とコミュニティーの育成並びに、学習センターの適正な管理運営について必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 学習センターを次のとおり設置する。

名 称

所 在 地

春日井市松原学習センター 春日井市東野町1丁目9番地

(学習センター運営委員会)

第3条 教育委員会は、学習センターの適正な管理運営を図るため、春日井市学習センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置くことができる。

2 運営委員会は、10名以内の委員で構成し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校の教員
- (2) PTA役員
- (3) 区町内会及びコミュニティー等の代表
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (管理の委託)

第4条 教育委員会は、学習センターの管理を教育委員会が適当と認める公共団体に委託することができる。

### (職員)

第5条 学習センターに管理人その他必要な職員を置く。

### (使用者)

第6条 学習センターを使用できる者は、次の各号のいずれかに掲げる要件を備え、かつ、教育委員会に登録した団体（以下「学習センター使用団体」という。）とする。ただし、教育委員会が特に認めた場合は、この限りではない。

- (1) 社会教育活動及び地域活動を主たる目的とする団体であること
- (2) 10人以上で組織する団体で、松原中学校区の在住者が5人以上であること
- (3) 成人の責任者を有すること

（登録）

第6条の2 学習センター使用団体の登録を受けようとする団体は、使用を開始しようとする日の属する月の1月前の1日までに、あらかじめ使用希望日時を記載した学習センター使用団体登録申請書（第1号様式）に会員名簿（第2号様式）を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、学習センター使用団体の登録に当たって、松原小学校長（運営委員会が設置されている場合は、運営委員会）の意見を聴かなければならない。
- 3 教育委員会は、前項の意見をふまえ、学習センター使用団体として登録することを認めたときは、申請者に対し、学習センター使用団体登録証（第3号様式。以下「登録証」という。）を交付しなければならない。
- 4 学習センター使用団体の登録有効期限は、登録証に記載された登録日の属する年度の3月31日までとする。
- 5 学習センター使用団体は、登録事項に変更があったときは、速やかに学習センター使用団体登録内容変更届（第4号様式）を教育委員会に届け出なければならない。
- 6 前項の規定による届出により、登録証の記載事項を変更する必要があると認める場合は、教育委員会は、変更前の登録証と引き換えに、登録証の再発行を行わなければならない。

7 学習センター使用団体は、第4項に規定する登録有効期限内に使用を取りやめようとするときは、速やかに学習センター使用団体登録取消届（第5号様式）に登録証を添えて教育委員会に届け出なければならない。

（登録の取消し）

第6条の3 教育委員会は、学習センター使用団体が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により登録をしたとき。
- (2) 政治的又は宗教的活動のために使用しようとしたとき。
- (3) 営利目的のために使用しようとしたとき。
- (4) 使用目的が学校の管理上支障があるとき。
- (5) その他学習センター使用団体として不相当と認めたとき。

2 教育委員会は、前項の規定に基づき登録を取り消したときは、当該団体に学習センター使用団体登録取消通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（開館時間）

第7条 学習センターの開館時間は、午前9時から午後9時（午後5時以後の使用申請がない日にあつては、午後5時）までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めたときは、これを変更することがある。

（休館日）

第8条 休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は別に定めることができる。

- (1) 月曜日及び国民の休日
- (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

（使用の手続）

第9条 学習センター使用団体は、学習センターを使用しようとするときは、その使用しようとする日の属する月の2か月前の初日から3日前までの間に登録証を提示の上、学習センター使用許可申請書（第7号様式）を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会において特別の事情があると認め

るときは、登録証の提示を省略することができる。

- 2 教育委員会は、学習センターの使用を許可したときは、学習センター使用許可書（第8号様式。以下「許可書」という。）を前項の申請者に交付するものとする。

（使用の変更等）

第10条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、使用日、使用時間等を変更しようとするときは、使用予定日の2日前までに学習センター使用変更許可申請書（第9号様式）に許可書を添えて提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 教育委員会は、使用の変更を許可したときは、学習センター使用変更許可書（第10号様式）を前項の使用者に交付するものとする。
- 3 使用者が使用の取消しをしようとするときは、学習センター使用許可取消承認申請書（第11号様式）に許可書を添えて教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

（遵守事項）

第11条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 学習センター内を不潔にしないこと。
- (3) 騒音を発し、又は暴力を用いるなど他人の迷惑を及ぼすような行為をしないこと。
- (4) 使用者は、学習センター及びこれに付属する設備又は器具を使用の目的以外に使用し、又は使用の権利を他人に譲り、若しくは転貸してはならない。
- (5) その他学習センターの管理上不適当と認められるような行為をしないこと。

（使用許可の取消し等）

第12条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることがある。

- (1) 学校教育に支障があるとき。

- (2) この要綱の規定及び教育委員会の指示に従わなかったとき。
- (3) 災害その他の事故により使用ができなくなったとき。
- (4) 学習センターの使用にあたって適正でない行為が行われたとき、又は行われるおそれがあるとき。
- (5) 公共の福祉のためやむを得ない理由があるとき。

2 前項の規定による措置によって生じた損害については、教育委員会は、その責を負わない。

(使用の制限)

第13条 施設の使用は、同一の利用者が3日を超えて連続使用することができない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(損害賠償)

第14条 利用者は、施設・設備等を損傷又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りではない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、学習センターの管理について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成9年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の春日井市生涯学習まちづくり出前講座要綱、春日井市学習センター設置及び管理要綱及び春日井市立学校の施設開放に関する要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市まちづくり出前講座要綱、春日井市学習センター設置及び管理要綱及び春日井市立

学校の施設開放に関する要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

#### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年2月28日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 改正後の春日井市学習センター設置及び管理要綱の規定は、平成23年4月1日以後の使用及び同日以後の使用に係る学習センター使用団体の登録を受けようとする者に係るものから適用し、同日前の使用の許可を受ける者に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、改正前の春日井市学習センター設置及び管理要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市学習センター設置及び管理要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市学習センター設置及び管理要綱の規定に基づいて調製されている用紙類で現に使用されているものは、改正後の春日井市学習センター設置及び管理要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

第1号様式（第6条の2関係）

学習センター使用団体登録申請書

年 月 日

(宛先) 春日井市教育委員会

申請者  
住所

氏名  
(電話 )

春日井市学習センター設置及び管理要綱の規定に基づき、次のとおり学習センター使用団体の登録を申請します。

団 体 名				
代 表 者 (責任者)	住 所			
	氏 名		電話	
	勤務先		電話	
使 用 内 容				
使用曜日・時間帯		第	曜日	午前 ・ 午後
添 付 書 類		会員名簿		
備 考				





第3号様式（第6条の2関係）

<p>学 習 セ ン タ ー 使 用 団 体 登 録 証</p>			
<p>登 録 番 号</p>			
<p>団 体 名</p>		<p>人数</p>	<p>人</p>
<p>代 表 者 (責 任 者)</p>	<p>住 所</p>		
	<p>氏 名</p>	<p>電 話</p>	
<p>使用曜日・時間帯</p>		<p>第</p>	<p>曜日</p>
		<p>午前</p>	<p>・ 午後</p>
<p>活 動 内 容</p>			
<p>上記の団体は、学習センター使用団体であることを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">春日井市教育委員会 印</p> <p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 使用申請の際には、この登録証を提示すること。</li> <li>2 この登録証を他の団体に貸与してはならない。</li> <li>3 この登録証を紛失したときは、速やかに教育委員会に届け出ること。</li> </ol>			

第4号様式（第6条の2関係）

学習センター使用団体登録内容変更届

年 月 日

(宛先) 春日井市教育委員会

申請者  
住所

氏名  
(電話 )

春日井学習センター設置及び管理要綱の規定に基づき、次のとおり学習センター  
使用団体登録内容の変更を届け出ます。

変更項目	変 更 前	変 更 後

学習センター使用団体登録取消届

年 月 日

（宛先）春日井市教育委員会

申請者  
住所

氏名  
（電話 ）

春日井市学習センター設置及び管理要綱の規定に基づき、学習センター使用団体の登録取り消しを届け出ます。

※この登録取消届提出に併せて、学習センター使用団体登録証を返却してください。

第6号様式（第6条の2関係）

学習センター使用団体登録取消通知書

第 年 月 日 号

様

春日井市教育委員会 印

次の理由により、貴団体の登録を取り消したので通知します。

（取消理由）

第7号様式（第9条関係）

学 習 セ ン タ ー 使 用 許 可 申 請 書

年 月 日

(宛先) 春日井市教育委員会

住 所  
団 体 名  
代表者氏名  
使用責任者

TEL

次のとおり学習センターを使用したいので許可してください。

使 用 日 時	<p>年 月 日 午前 時から 午前 時 分まで 午後 午後</p>		
	<p>年 月 日 午前 時から 午前 時 分まで 午後 午後</p>		
行 事 の 名 称		集 合 人 員	人
行 事 の 内 容			
使 用 す る 室 名			
使 用 す る 附 属 設 備 等			
備 考			

第8号様式 (第9条関係)

学 習 セ ン タ ー 使 用 許 可 書

様

第 年 月 日 号

春日井市教育委員会 印

次のとおり学習センターの使用を許可します。

使 用 日 時	<p>年 月 日 午前 時から 午前 時 分まで 午後 午後</p>		
	<p>年 月 日 午前 時から 午前 時 分まで 午後 午後</p>		
行 事 の 名 称		集 合 人 員	人
行 事 の 内 容			
使 用 す る 室 名			
使 用 す る 附 属 設 備 等			
備 考			

第9号様式 (第10条関係)

学習センター使用変更許可申請書

年 月 日

(宛先) 春日井市教育委員会

申請者 住 所  
氏 名

年 月 日付け第 号で許可のあった学習センターの使用について、  
次のとおり変更したいので承認してください。

区 分		変 更 前	変 更 後
使用日時	単日の場合	年 月 日 前・後 時 分から 前・後 時 分まで	年 月 日 前・後 時 分から 前・後 時 分まで
	連続の場合	年 月 日前・後 時 分から 年 月 日前・後 時 分まで	年 月 日前・後 時 分から 年 月 日前・後 時 分まで
開始時間		時 分	時 分
行事の名称			
集合人数		人	人
使用する室名			
変更理由			
添付書類		学習センター使用許可書	
備 考			

第10号様式（第10条関係）

学 習 セ ン タ ー 使 用 変 更 許 可 書

第 年 月 日 号

様

春日井市教育委員会

印

年 月 日付けで申請のあった学習センターの使用変更については、次のとおり許可します。

区 分		変 更 前	変 更 後
使用日時	単日の場合	年 月 日 前・後 時 分から 前・後 時 分まで	年 月 日 前・後 時 分から 前・後 時 分まで
	連続の場合	年 月 日前・後 時 分から 年 月 日前・後 時 分まで	年 月 日前・後 時 分から 年 月 日前・後 時 分まで
開始時間		時 分	時 分
行事の名称			
集合人数		人	人
使用する室名			
変更理由			
添付書類		学習センター使用許可書	
備考			



第11号様式（第10条関係）

学習センター使用許可取消承認申請書

年 月 日

（宛先）春日井市教育委員会

申請者 住 所  
氏 名

年 月 日付け第 号で許可のあった学習センターの使用について、次のとおり取消したいので承認してください。

使用取消しの理由	
添付書類	学習センター使用許可書
備 考	